

2 環境にやさしいまちをつくる

(1) 足元からの行動を広げる

●練馬区環境基本条例

区は、練馬区環境基本条例を制定し、平成18年8月1日に施行した。

この条例は、区の環境の保全について、基本理念を定め、区、事業者、区民の責務を明らかにし、併せて、環境保全施策の基本的事項を定めることにより、区の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、区において良好な環境を実現するとともに、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的としている。

●練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条の規定に基づき、区の環境の保全に関して基本的事項を調査審議するための組織として、平成18年12月に練馬区環境審議会を設置した。委員の任期は2年で、20年12月から第2期の審議会となり、公募区民委員6人、区民団体委員3人、事業者団体委員3人、学識経験者委員2人、教育関係者委員1人、関係行政機関委員1人の計16人で構成されている。

21年度は4回の審議会を開催し、「練馬区環境基本計画の策定」、「放射35号線・36号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見（案）」、「練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立」等について審議した。

●環境都市練馬区宣言

平成18年8月1日、練馬区環境基本条例の制定・施行を機に、区民、事業者および区を挙げて、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を後の世代に引き継ぐことを宣言する環境都市練馬区宣言を行った。

この宣言は、環境の保全に関して、練馬区における課題および区民等の責務を簡潔に示すとともに、区民等すべての人が協力して「みどりや水と共生する美しいまち」、「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」、「資源やエネルギーを大切に作る循環のまち」、「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」の4つの基本的な目標の実現に向けて行動を進めることを内容としている。（宣言文は裏表紙参照）

●練馬区環境基本計画

練馬区は、平成5年度に「練馬区環境基本計画」を、12年度に「練馬区環境基本計画2001-2010」を策定し、この計画を基本に区の環境行政の展開を図り、また計画事業等を着実に進めてきた。

しかし、「練馬区環境基本条例」の制定、「環境都市練馬区宣言」の実施、環境を主軸とする区の枠組みが構築されたこと、また、地球温暖化対策や自動車排出ガス規制などにおいて、社会状況の変化、国や東京都

の施策に新たな展開が見られ、区民・事業者の行動と区の施策にも大きな影響を与えていることなど、区の環境行政を取り巻く状況は大きく変化した。

このような状況を踏まえ、「練馬区環境基本計画2001-2010」の改定作業を18年度から始め、改定素案を環境審議会に諮問し、答申を受けて、19年9月に計画改定を行った。

21年度には、新たな区の基本構想や長期計画の策定を踏まえ、23年度からの次期環境基本計画の策定作業に着手した。次期環境基本計画は、22年度中の計画決定を予定している。

●練馬区民環境行動連絡会

区民・事業者の環境保全のための行動方針や自ら実行する具体的な取組について、区の支援を受けて区民・事業者自身で検討し、それらをまとめた「練馬区民環境行動方針」が平成16年8月に策定された。

方針策定後、提案した取組の具体化、実行のための区民組織が複数結成され、さらに17年4月にはそれらの連絡調整を行う「練馬区民環境行動連絡会」が設置され、活動が進められている。この連絡会の活動についても、区は、エコライフチェック事業など共同の取組の実施や、連絡会による講演会の開催、広報紙「もっど！青い空」の発行等に対する支援を行っている。

●練馬区地球温暖化対策地域推進計画

1 計画策定の背景

地球温暖化対策については、国が、平成20年3月に「京都議定書目標達成計画」を全部改定するとともに、同年7月には、2050（平成62）年を目標年次とする「低炭素社会づくり行動計画」を策定したこと、さらに都が、20年3月に「東京都環境基本計画」を策定し、2020年を目標年次とする温暖化対策の目標や施策の方向等を打ち出すなど、状況が大きく変化した。

こうした状況を背景に、区は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、18年2月策定の「練馬区地域省エネルギービジョン」に代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして「練馬区地球温暖化対策地域推進計画」（「地域推進計画」）を21年3月に策定した。

2 練馬区における温室効果ガスの排出状況

地域推進計画の策定に当たり、区から排出される温室効果ガスの量を推計したところ、現状レベルの温暖化対策のままでは、

- ① 温室効果ガス排出量は増え続け、2012（平成24）年度には231万7千トン（1990（平成2）年度比で32.3%増）となり
- ② その約95%をエネルギー起源の二酸化炭素が占め
- ③ さらにその二酸化炭素の約95%は、民生家庭部門

(一般家庭：44.4%)、民生業務部門(事業活動：23.6%)、運輸部門(自動車等：26.8%)から排出されると予測された。

3 地域推進計画における削減目標

地域推進計画では、区の自然的社会的状況や温室効果ガス排出状況、国や都の関連計画を踏まえ、つぎのような温室効果ガス削減目標を掲げている。

- ① 短期的目標：2012(平成24)年度までに、2000(平成12)年度比で8%削減
- ② 中長期的目標：2020(平成32)年度までに、2000(平成12)年度比で25%削減

4 地球温暖化対策の総合的、計画的な推進

この目標を達成するために、地域推進計画では、主体(区民、事業者、区)別に温暖化対策を体系化したうえで、それぞれの主体ごとの具体的な取組を示し、区における温暖化対策を総合的、計画的に進めることとしている。

●エコライフチェック事業

区では、日常生活における省エネルギー等の環境配慮を進めるため、区民と協力して、エコライフチェック事業を平成18年度から5年間実施する計画である。この事業は、10月のある1日をエコライフデーと定め、日常生活における環境配慮について、普段とエコライフデーの行動をチェックシートを用いて区民がチェックした後、区などが集計分析を行い、その結果を参加した区民等に返すことにより、効果的に環境に配慮した行動の普及啓発を行う事業である。

21年度は、区内小学校68校の4・5・6年生10,463人と、区内中学校36校の1・2年生6,897人、参加した小中学生の家族8,042人、特別支援学校84人、一般参加者713人、事業所従業員604人、区職員1,419人、イベント参加者834人の合計29,056人が参加し、エコライフデー1日の取組んで、普段の日に比べて約2.19トンの二酸化炭素の排出を減らすことができた。また、参加者から延べ3万件を超える「わたしの省エネ宣言」が寄せられた。

●地球温暖化対策住宅用設備等設置補助事業

平成18年度より、地球温暖化防止施策の推進を図ることを目的に、住宅等に太陽光発電設備の新エネルギー設備または省エネルギー推進のための設備等を設置する区民等に対して、予算の範囲内で、その費用の一部補助を行った。

21年度については、住宅用太陽光発電設備224件、潜熱回収型高効率給湯器114件、自然冷媒ヒートポンプ給湯器179件、家庭用ガスエンジン・コージェネレーションシステム19件、家庭用燃料電池システム3件、計539件、24,880,000円を補助した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立

区における地球温暖化対策を推進するため、平成21年10月から区民、事業者、区および関係機関等により、

検討を重ね、22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会を設立した。地域協議会は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取り組みについて協議し、区、その他関係機関等と連携してこれを企画・実施していく。

●オール東京62市区町村共同事業

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」は、東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成19年度にスタートした。

19年10月に発表した「みどり東京・温暖化防止プロジェクト共同宣言」に基づき、各自治体や地域の特性に応じた自然環境の保護、地球温暖化対策を推進するため、東京の62市区町村が共同して、さまざまな事業に取り組んでいる。

21年度には、「区市共通版温室効果ガス標準算定手法」(20年度策定)により算出した都内の区・市・町の温室効果ガス排出量の公表や、共通啓発物品の作成、レジ袋削減キャンペーン、カーボン・オフセットの研究等を行った。

●環境報告書「ねりまのかんきょう」の発行

平成18年8月1日施行の練馬区環境基本条例に基づく「環境報告書」として、21年9月、冊子「ねりまのかんきょう—平成20年度報告—」を作成し、同時に区ホームページでも公表した。特集として「練馬から広げようエコの“環”」を取り上げるとともに、「環境にやさしいまちをつくる」「みどりとかんきょう」「循環型社会をつくる」の3部構成で、20年度を中心とした区の環境の現状や施策の実施状況を詳しく解説している。また用語解説や関係法令・条例の解説、環境・みどり・リサイクルに関する年表などを資料として掲載した。

●環境学習事業

区は、区民一人ひとりが環境を守る意識を高めるよう各種の環境学習事業を行っている。平成21年度に実施した事業はつぎのとおりである。

1 練馬区環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、毎年夏休み期間に作文を募集し、今回で36回目を迎えた。

21年度は「家のまわりのみどり・どうぶつ・虫」、「地球を守るはじめての一步」、「わたしのエコ・アクション」の3つのテーマで募集し、小学生536作品、中学生446作品の計982作品の応募があった。

入選作品16点を掲載した環境作文集を1,300部作成し、区立施設で配布した。

2 環境月間行事

環境省が定める環境月間(6月)に実施している。21年度は6月中旬に区内3ヶ所のリサイクルセンターを会場として、「ECOの花を咲かせよう」をテーマとし、講演会・イベントなどとともに区内で活動している環境団

体やこどもエコクラブの紹介、展示を行った。

3 こどもエコクラブ

環境省が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、区内クラブの活動を支援した。

21年度は20クラブ439人が会員として登録・活動し、1年間を通して活動したメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を53人に発行した。

4 ねりまエコ・アドバイザー活動支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、18・19年度は53人、20・21年度は76人を委嘱した。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他環境教育の助言・協力者として学校等へ派遣をしている。また、各所属団体にて環境活動を行っている。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するため21年4月に「ねりまエコ・アドバイザー」協議会を設立した。また活動支援として、「ねりまエコ・アドバイザー通信」（ニュースレター）発行、フォローアップ研修を実施した。

●環境情報の提供事業

環境に関する様々な情報をよりの確に区民に提供することを目的として、ホームページにより、環境教育啓発事業として実施するイベント情報や区内で活動する環境団体の紹介などを案内している。

(2) 公害問題を解決する

●大気汚染

自動車や工場からの排出ガスなどが大きな原因となって、大気汚染が引き起こされている。特に自動車は都内の窒素酸化物、浮遊粒子状物質および二酸化炭素の排出源として大きな比重を占めていることから、一層の自動車公害対策が必要となっている。

一方、廃棄物焼却炉を主な排出源とするダイオキシン類汚染と建築物の耐火材等に使用されているアスベストの飛散が問題となっており、区では、環境調査や発生源対策を実施している。

大気汚染測定結果（区測定） 平成21年度

項目 測定室	二酸化窒素 (NO ₂)			光化学オキシダント (Ox)		浮遊粒子状物質 (SPM)			二酸化いおう (SO ₂)		
	年度 平均 値 ppm	98日 平均 値の % 適 否	年度 平均 値 ppm	適 否	年度 平均 値 mg/m ³	2日 平均 値の % 除外 値 mg/m ³	適 否	年度 平均 値 ppm	2日 平均 値の % 除外 値 ppm	適 否	
											適 否
豊玉北	0.021	0.042	○	○	0.023	0.050	○	0.005	0.008	○	
石神井南中	0.020	0.042	○	○	-	-	-	-	-	-	
大泉中	0.019	0.041	○	○	-	-	-	-	-	-	
北町小	0.035	0.055	○	-	-	-	-	-	-	-	
くすのき緑地	0.034	0.055	○	-	-	-	-	-	-	-	
石神井西小	0.026	0.045	○	-	-	-	-	-	-	-	
長光寺橋公園	0.031	0.048	○	-	0.027	0.057	○	-	-	-	
谷原交差点	0.031	0.051	○	-	0.025	0.054	○	-	-	-	
大泉北小	0.022	0.041	○	-	-	-	-	-	-	-	
小竹	0.024	0.050	○	-	0.023	0.051	○	-	-	-	
高松一丁目	0.023	0.044	○	-	0.026	0.060	○	-	-	-	
大泉町三丁目	0.027	0.047	○	-	-	-	-	-	-	-	
大泉町四丁目	0.026	0.047	○	-	-	-	-	-	-	-	

注1)：適否とは環境基準を達成できたか否かを表している。(○)は適、×は否

大気汚染物質に関する環境基準

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値(98%値)が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲以内にあるものを除外した日の値(2%除外値)が環境基準以下である場合は「達成」と評価する。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」とする。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	

*一年間に6,000時間以上測定した測定局を評価の対象とする。
 ※環境基準 環境基本法に基づき定められた人の健康を保護し、生活環境を良好に保つため、維持することが望ましい基準

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、次ページの図のように区設置13か所、都設置3か所の測定室がある。

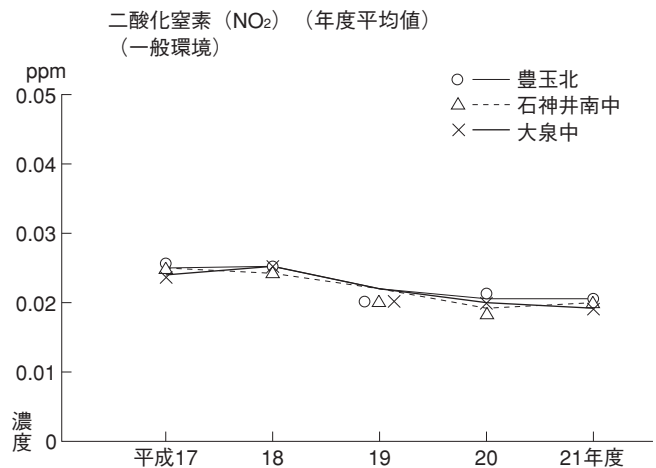
平成21年度の各汚染物質の状況は下表のとおりである。

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

年度平均値では一般環境大気、沿道環境大気とも横ばい傾向を示している。21年度は13か所すべてで環境基準を達成した。

二酸化窒素 (NO₂) (年度平均値) (一般環境)

測定室	年度				
	17	18	19	20	21
豊玉北	0.025	0.025	0.022	0.021	0.021
石神井南中	0.025	0.024	0.022	0.019	0.020
大泉中	0.024	0.025	0.022	0.020	0.019



大気汚染測定室配置図

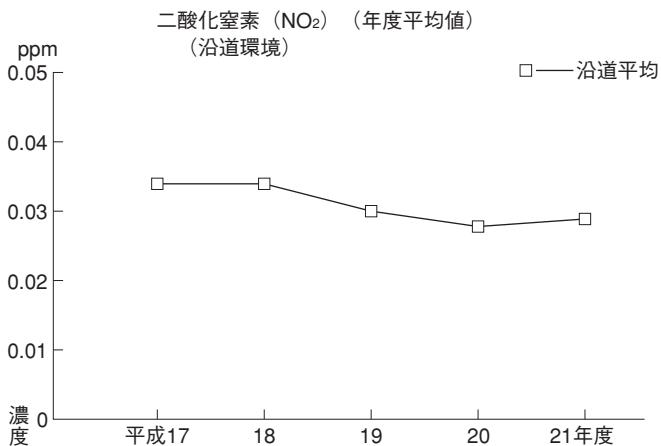


二酸化窒素 (NO₂) (年度平均値)
(沿道環境)

(単位: ppm)

測定室	年度	17	18	19	20	21
北町	0.037	0.037	0.036	0.036	0.035	
桜台	0.036	0.035	0.030	(0.028)	—	
くすのき緑地	—	—	—	(0.036)	0.034	
石西小	0.031	0.034	0.032	0.027	0.026	
長光寺	0.037	0.039	0.032	0.030	0.031	
谷原	0.041	0.038	0.033	0.029	0.031	
大北小	0.026	0.029	0.024	0.019	0.022	
小竹	0.030	0.031	0.028	0.021	0.024	
高松一	—	—	—	0.023	0.023	
大泉三	0.033	0.031	0.029	0.027	0.027	
大泉四	0.031	0.030	0.029	0.025	0.026	
沿道平均	0.034	0.034	0.030	0.026	0.028	

※平成20年度途中に、桜台出張所の測定室をくすのき緑地に移設したことから、各々が長期評価の測定時間数(6000時間以上)を確保できなかったため、括弧書きして参考を示した。

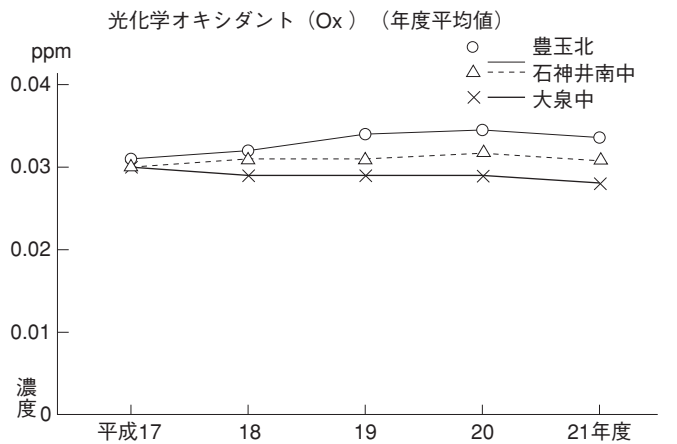


(2) 光化学オキシダント (Ox)

環境基準は達成していない。

光化学オキシダント (Ox) (年度平均値) (単位: ppm)

測定室	年度	17	18	19	20	21
豊玉北	0.031	0.032	0.034	0.035	0.034	
石神井南中	0.030	0.031	0.031	0.032	0.031	
大泉中	0.030	0.029	0.029	0.029	0.028	

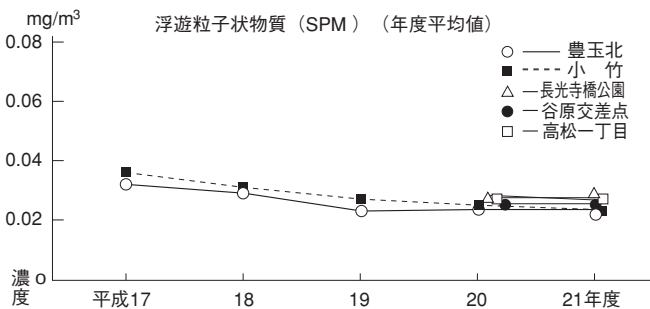


(3) 浮遊粒子状物質 (SPM)

21年度において、3か所の測定点の年度平均の測定値は減少傾向であるが、他の2か所は横ばいとなっている。環境基準については、21年度は5か所とも達成している。気象条件（風速が低く汚染物質が拡散しづらい条件等）によっては、一時的に高い濃度を示すことがある。

浮遊粒子状物質 (SPM) (年度平均値) (単位: mg/m³)

測定室	年度	17	18	19	20	21
豊玉北		0.032	0.029	0.023	0.024	0.023
小竹		0.036	0.031	0.027	0.025	0.023
長光寺橋公園					0.028	0.027
谷原					0.025	0.025
高松一丁目					0.026	0.026



(4) 二酸化いおう (SO₂)

燃料規制等により、環境基準は引き続き達成している。

2 光化学スモッグ

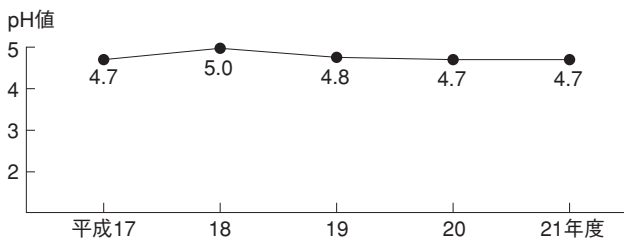
21年度の注意報の発令日数は4日で、20年度の6日を下回った。

光化学スモッグによると思われる被害の届け出はなかった。

3 酸性雨調査

区では、3年9月から酸性雨調査を実施している。採取方法は開放型ろ過式捕集器によるもので、1週間単位で計測している。測定項目は雨量、pH、導電率である。pHの年度平均値は横ばいで、国内の最近の平均値とほぼ同じである。

雨水の酸性度 (年度平均値)



4 ダイオキシン類環境調査

21年度、区では大気、地下水、土壌中のダイオキシン類について環境調査を行った。大気については年4回 (5・8・11・2月)、地下水については年1回 (11月に実

施)・土壌についてはそれぞれ年1回 (11月)、区内3か所で調査を行った。なお、地下水は学校防災井戸、土壌は公園で試料を採取している。

結果は、各項目とも、すべての地点において環境基準を下回っていた。

5 アスベスト環境調査

区では、21年度も、20年度に引き続き、区内4か所で年4回大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.3本/ℓ以下で、平常であった。

●アスベスト飛散防止

1 区立施設対策

平成15年10月に策定した「区立施設におけるアスベスト含有材の除去方針」、16年5月に策定した「練馬区アスベスト対策大綱」に基づき、吹付けアスベストの使用が判明した小中学校・区民施設の除去工事計画を定め、17年度までに除去を完了した。

その後、20年1月にトレモライト等新3種のアスベスト報道がなされたことから、区は20年2月より吹付けアスベストの使用実態再調査を実施し、使用が判明した8施設は21年度までに除去を完了する予定である。

「練馬区アスベスト対策大綱」については、新たに民間建築物対策を追加し、20年6月に全面改訂した。

2 民間施設対策

アスベスト除去工事等に対する国や東京都の規制は対象が限定的であったことから、18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を国の規制強化に先駆けて施行した。また、民間住宅や事業所のアスベスト対策への支援策として、吹付けアスベスト調査費助成要綱および、吹付けアスベスト除去工事費助成要綱を22年4月に改正し、新たに施行した。

21年度の調査費助成件数は一戸建住宅1件、賃貸マンション1件、事業所3件、除去工事費助成件数は事業所1件であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。水質汚濁が進むと悪臭や水生生物の生息に影響を与える。

水質汚濁の指標の1つであるBODの経年変化を見ると、区内を流れる河川の水質については全般的に改善傾向を示している。平成9年5月に水質環境基準の類型指定が見直され、石神井川、白子川は格上げされ基準が厳しくなった。また、9年6月に河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」という環境の視点が新たに加えられ、水辺とのふれあいや水生生物の生育に配慮した川づくりが求められている。

1 河川等水質調査

区は、毎年定期的に河川や池の水質調査を実施し、公共用水域の水質の監視を行っている。

石神井川・白子川とも湧水を主な水源とする河川で

ある。生活排水等で汚濁された時期と比較すると水質が良くなっている。三宝寺池、石神井池、富士見池では以前見られた湧水がほとんど枯渇し、現在では地下水の揚水に頼っている。3つの池とも水の循環があまりなく、水が停滞してしまっているために夏場にはアオコの発生などの問題が生じている。調査結果のうち、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目では、季節によってpH値の上昇や透視度の悪化などが見られるものの、人の健康に影響を及ぼす恐れのある健康項目（有機重金属等の有害物質）では全測定点とも環境基準値を下回るか不検出となっている。

2 河川流域協議会

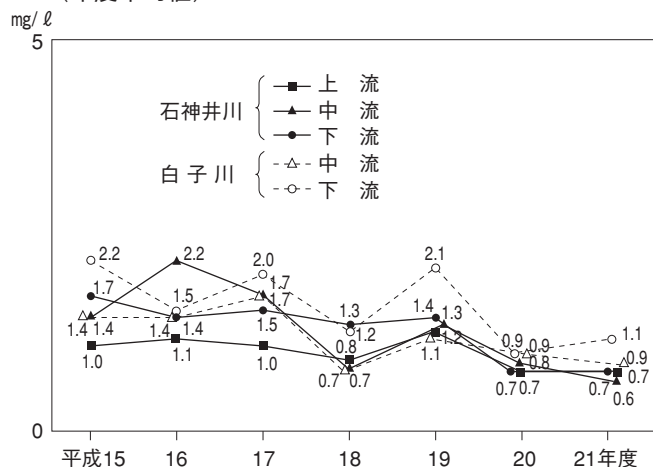
区は流域自治体で構成する隅田川水系浄化対策連絡協議会、石神井川流域環境協議会、白子川流域環境協議会の一員として、他の自治体とともに毎年水質の調査や河川水質の浄化に向けた活動を行っている。

3 水生生物調査

水質の向上により、区内の水辺では魚類などの水生生物が見られるようになってきた。そこで、7年度から区内の河川等にて水生生物の調査を実施している。絶滅の危機に瀕しているホトケドジョウをはじめアブラハヤ、ドジョウ、モツゴなどの魚類、ミクリ類やカワヂシャなどの水生植物が確認された。一方、特定外来生物のオオカワヂシャ、オオフサモ、ミズヒマワリが確認されており、今後とも様子を見守っていく必要がある。

なお、区内の水辺で採取した生物を区役所本庁舎1階アトリウム（常時展示は20年度末から実施）で展示している。また21年度は夏休みの時期に豊玉リサイクルセンターで「みずべのいきもの展」を行った。

区内河川BOD 経年変化
(年度平均値)



注：各河川の調査地点は以下のとおり
石神井川…上流は溜漕橋、中流は南田中橋、下流は栗原橋
白子川……中流は大泉水川橋、下流は新東埼橋

生活環境の保全に関する環境基準〔河川(湖沼を除く)〕

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下
A	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下
B	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—
D	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—
E	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上	—

注1)：AAが最も上位の類型であり、最も下位のE類型に近づくにつれて基準が緩くなる。

注2)：MPN：最確数 (Most Probable Number) の略称で、検体となる試料中の菌数を確率的に求めたもの。MPN法は、大腸菌群数を求める方法としてよく用いられる。

●低公害車の導入

区では、環境負荷の低減を目指し、庁有車の更新および新規導入（リースを含む）に際しては、八都府市指定低公害車を選定条件とするなど、率先して低公害車の導入推進に取り組んでいる。現在、全庁有車の約8割が指定低公害車となっている。

また、クリーンエネルギー自動車として、天然ガス自動車20台、ハイブリッド自動車6台および電気自動車2台を導入し、日常の業務で活用するとともに、区民、事業者へのPRに努めている。

●公害に関する苦情および陳情の処理事務

都市での暮らし方が原因となる公害問題には、自動車交通公害をはじめ、店舗での営業活動などに伴う騒音・悪臭、一般家庭の騒音などの近隣公害問題がある。

問題解決には、一人ひとりが公害防止の工夫を行うとともに、地域社会の中でお互いの生活を尊重しルールを確立していくことが望ましい。

区報や環境教育を通して広く区民に理解を促すとともに、苦情相談や騒音計の貸出、パンフレットの配布を行っている。

特にカラオケ騒音は深夜に問題となることから、実態把握のための夜間調査を平成21年度は27件実施し、さらに飲食店に対し、練馬、石神井、光が丘警察署の協力を得て、講習会を実施した。

公害の苦情受付件数（現象別）

平成21年度

種別	工場	指定作業場	建設作業	一般	合計(件)	合計(%)
ばい煙	2	1	1	46	50	20.2
粉じん	1	1	13	2	17	6.9
アスベスト	0	0	4	0	4	1.6
有毒ガス	0	0	1	0	1	0.4
悪臭	1	3	3	41	48	19.5
汚水	0	0	0	0	0	0
騒音	3	7	41	45	96	38.9
振動	0	3	19	1	23	9.3
その他	0	2	1	5	8	3.2
合計	7	17	83	140	247	100

注 2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件として表示している。

●事務所の立入検査

ばい煙、有害ガス、騒音、振動、悪臭などを未然に防止するため、発生源に対して立入検査を行っている。

1 光が丘清掃工場の立入検査

区内最大のばい煙発生施設である練馬清掃工場と光が丘清掃工場に対しては、昭和59年度から対象工場を一年ごとに交替しながらばい煙（窒素酸化物、いおう酸化物など5項目）を調査し、平成10年度からはダイオキシン類を調査項目に加え、監視している。

21年度は11月に光が丘清掃工場の立入検査および測定・分析を行い、その結果は環境確保条例の規制基準やダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を下回っていた。

●有害化学物質汚染対策の充実

ダイオキシン類などの有害化学物質について規制指導を行っている。

1 焼却行為の規制指導

廃棄物の焼却行為には焼却炉や、ドラム缶を使用したものおよび直接地面で焼却する「野焼き」などがある。区内には比較的緑が多く、落ち葉の処分のための焼却も少なくないため、季節による苦情数の変化がある。

禁止された廃棄物の焼却行為については、苦情対応による個別指導を行いダイオキシン類発生抑制の徹底を図っていく。

2 事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

東京都環境確保条例が平成13年10月1日に施行され、58種類の化学物質について年間各100kg以上使用する場合に、翌年の6月末までに使用量等や一定規模以上の事業所には管理方法について区長に報告することが義務付けられた。

21年度は、塗装工場、印刷工場、メッキ工場、ドライクリーニング店、ガソリンスタンド等89事業所から使用量等の報告があった。

3 事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

土壌汚染対策に関する規定が盛り込まれた東京都環境確保条例が13年10月1日に施行された。有害物質による土壌汚染を防止するため、有機溶剤の一部、有害性が強い重金属とその化合物、有機燐やアルキル水銀、一部の農薬とPCB等26種類の物質を使用している事業所が、事業の廃止等に伴い建物等を除却する場合、または3000m²を超える土地を改変する場合（東京都所管）には、土壌調査が義務付けられた。その結果、汚染されていることが判明した場合には、土の入れ替え等の汚染拡散の防止措置を取らせることとなった。

21年度は9事業所が廃業による土壌汚染有無調査を行い、2事業所が建物の建て替えに伴う土壌汚染調査を行った。また、1事業所から汚染拡散防止計画書提出書が、3事業所から汚染拡散防止措置完了届出書が提出された。

15年2月15日には土壌汚染対策法が施行され、東京都環境確保条例による調査手続により汚染が確認された場合に、東京都が法に基づき、その地域を指定区域として指定し、対策措置を命ずることとなっている。

なお、22年3月現在では、18年度に指定区域として指定された場所が、1か所引き続いて存在している。

(3) まちづくりで環境に配慮する

●環境影響評価制度

環境影響評価制度は、大規模なまちづくりの事業の実施に際し、その事業の実施が環境に与える影響をあらかじめ予測・評価して公表し、住民や関係自治体の意見を事業計画に反映させ、環境への著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

東京都は昭和55年に「環境影響評価条例」を、国は平成9年に「環境影響評価法」を制定し、環境影響評価を実施してきた。このうち、当区が関係地域になった事業は、22年3月31日現在17件である。

21年度は、「東京都市計画道路放射第35号線及び東京都市計画道路放射第36号線（板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目間）建設事業」と「練馬清掃工場建替事業」の2事業が環境影響評価条例に基づく手続を実施した。

●自動車駐車場等の開発調整の手続き

練馬区まちづくり条例に掲げる自動車駐車場等に係る開発事業については、良好な自然環境の保全・育成と周辺の居住環境への配慮や良好な町並の保全形成を図るために、条例に基づく手続を行うことが定められている。

手続きの対象は、つぎのとおりである。

(1) 床面積300m²以上の自動車駐車場の建築

（建築物に付属する駐車場および延べ面積3,000m²以上かつ高さ15m以上の建築に該当する駐車場を除く）

- く)
- (2) 開発区域面積300㎡以上の自動車駐車場の設置（(1)を除く）
 - (3) 開発区域面積300㎡以上の材料置場の設置
 - (4) 開発区域面積300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場の設置
 - (5) (1)または(2)の規模の既存自動車駐車場の形式変更または路面舗装工事
 - (6) ペット火葬施設等の設置

21年度の条例に基づく自動車駐車場等の開発に係る届出件数は、計15件であり、いずれも(2)に該当する届出であった。

(4) まちの美化を進める

●ポイ捨て・落書防止条例および歩行喫煙等の防止条例の施行

区は、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨てをなくすとともに、落書きを一掃するために、「練馬区ポイ捨ておよび落書き行為の防止に関する条例」を平成9年7月に施行している。その後、一向に減らない歩行喫煙の防止を強化するために、新たに「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（21年10月19日公布・22年4月1日施行）を制定した。

両条例は、ポイ捨ておよび落書き行為ならびに歩行喫煙等を禁止することによって、環境の美化や安全で快適な地域社会の実現を図ること、また、区・区民・事業者の責務を明らかにすることによって三者が協力して取り組むこととしている。

区は両条例の目的を達成するために、まち美化意識の啓発、区民が行う美化活動の支援、喫煙マナーの向上および安全で快適な歩行空間の確保を図るための施策を行っている。

1 まち美化意識の啓発

21年度中に行った主な啓発活動は、つぎのとおりである。

- ① ポイ捨て・落書き防止条例施行記念キャンペーン（7月1日）
- ② 区内一斉清掃（5月31日・11月29日）
- ③ ポイ捨て・歩行喫煙防止キャンペーン（区内20か所の駅において延べ20日間実施、延べ367人が参加）
- ④ 歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーン（区内24か所の駅において延べ27日間実施）

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

地域の環境美化の推進を図るため、区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等環境美化団体に清

掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを率先して実施するなどの支援を行っている。（21年度35地区35団体35,794世帯）

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（21年度136団体93,184世帯）

(3) ボランティア駅前清掃

区内の駅前における、区民の自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「ボランティア駅前清掃団体」として登録し、清掃用具等の提供やボランティア傷害保険の加入を行っている。（21年度15駅延べ34団体）

さらに、清掃実施時に歩行喫煙者に対する声かけと啓発（ポケットティッシュや携帯用吸い殻入れの配布）を行っている団体に対して、啓発用品の提供を行っている。

3 環境美化推進委員

条例に基づき、日頃環境美化活動に取り組んでいる各団体から推薦を受けた方を環境美化推進委員として選任し、ポイ捨てや落書きの防止に関する普及・啓発等を行っている。委員は、区民・事業者・行政関係者から構成し、42人に委嘱している。

4 歩行喫煙者率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、14年度から、練馬・光が丘・石神井公園・大泉学園の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙者率は、14年度2.6%だったものが、21年度には0.7%にまで減少した。（数値はいずれも4駅全20調査地点の平均値）

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、練馬・光が丘・石神井公園・大泉学園の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を19年度から調査している。

光が丘・石神井公園・大泉学園の3駅については、調査開始以来、吸い殻の本数に大きな変化はみられない。一方、練馬駅については19年末に喫煙所が設置されて以降、年々吸い殻の本数が減少傾向にある。

6 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するために、19年末、歩行喫煙者等が多い練馬駅周辺に試行的に喫煙所を3か所に設置した。さらに、21年10月に公布された「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を踏まえ、歩行喫煙等を防止するための対策として、順次、駅周辺に整備することとした。そこで、22年3月に大泉学園駅、22年6月富士見台駅・中村橋駅に喫煙所をそれぞれ1か所ずつ設置した。

7 新条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務の開始

21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、条例の周知および歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 路面シートの設置

新条例の周知を図るため、歩行喫煙等の禁止を促す路面シートを区内の駅周辺の約300か所に貼付した。22年度以降も路面シートを順次増やしていく。

8 ポイ捨て・歩行喫煙防止のための啓発強化

ポイ捨て・歩行喫煙防止のための啓発活動として、啓発ポケットティッシュを配布し、歩行喫煙者には声かけをしながら練馬区オリジナルの携帯用吸い殻入れも手渡している。

さらに、環境・リサイクルフェアなどで行われる区民主催のポイ捨て防止キャンペーンの機会にも区民とともに清掃を行い、歩行喫煙者に声かけをしながら、啓発ポケットティッシュおよび携帯用吸い殻入れを手渡している。また、バス・鉄道事業者や商店などの協力により一部のバス、駅、道路、店頭において、啓発のための放送やポスター、表示板の掲示、横断幕の設置を行っている。

9 落書き対策

(1) 落書き消し

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、区が業者に委託して落書き消し（21年度は12件、16か所、延べ123m²）を行っている。

(2) 落書き消し用具の貸出し

落書きの被害を受けた方に、落書きを消すための用具（ローラーハンドル、ペンキ皿など）を貸出している。

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、雑草の刈り取りの指導を行うとともに、草刈機の貸出し（平成21年度延べ60台）、雑草除去の実費受託（同86件）を行っている。

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣するなどし、親ガラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣などの撤去（平成21年度70巣撤去、37羽の落しヒナを捕獲）を行っている。

(5) 率先して区の実践を進める

●区の事務事業における環境配慮の着実な推進

1 国際規格ISO14001の認証維持とEMSの推進

区は、平成13年11月に、環境マネジメントシステム（EMS）の国際規格であるISO14001の認証を取得し、16年11月には、EMSの適用範囲を区立小・中学校、幼稚園にまで広げて、EMSを活用した環境の改善に努めて

いる。

環境マネジメントシステムとは、企業や自治体などの組織が、環境負荷を減らすなど、環境の改善に貢献する取組を継続的に進めるための仕組みである。

このシステムは、PLAN（計画）・DO（実施および運用）・CHECK（点検）・ACTION（見直し）の「PDCA」サイクルを通じて、区の業務から生じる環境負荷を減らすとともに、積極的に良好な環境を創り出していかうとするものである。

区は、積極的に環境を保全するため、「豊かな自然と共生するまちにする」「公害問題を解決する」「足元からの行動で地球環境保全に貢献する」「循環・共生を進めるための基礎を整える」などの目標を掲げ、各種事業に取り組んでいる。また、環境負荷を減らすため、「省エネルギー・省資源の推進」「環境にやさしい製品の利用促進」「区立施設の省エネルギーの推進」などに取り組んでおり、これらの取組を全庁的に推進するとともに、その運用状況について、①区職員および教員などによるEMS内部監査、②専門の審査機関による外部審査により検証している。

区では、今後もEMSの運用を通して、温室効果ガスの排出抑制をはじめとした環境負荷のより一層の低減や良好な環境の創出に努めるとともに、取組状況については、区報やホームページを通し公表していく。

2 「練馬区役所地球温暖化対策プラン」の推進

1997年の気候変動枠組条約第3回締約国会議（京都会議）において、京都議定書が合意されてから10年が経ち、2010年は約束期間の3年目となる。

国では、京都議定書目標達成計画に基づき、2012年の温室効果ガス6%削減約束の達成に向けて様々な活動を進めている。

都道府県および区市町村においても、地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガス抑制を目標とした地球温暖化対策実行計画の策定が義務付けられており、より一層の省エネ・省資源活動の実践を求められている。

区では、19年3月、従前の「環境配慮実行計画」の改訂版として、「練馬区役所地球温暖化対策プラン（19年度～22年度）」を策定し、区の事務事業活動における温室効果ガス（二酸化炭素換算）排出量の更なる削減を図っている。

今後も本プランを効率的に推進していくため、環境マネジメントシステムを推進手段として、職員が一人となり環境配慮行動を着実に実践し、目標達成のために取り組んでいく。

3 区立施設の省エネルギー対策等

区は、環境マネジメントシステムの運用および練馬区役所地球温暖化対策プランに基づき、公共施設等の新設・改修工事等を行う際に省エネルギー対策等を進

めている。

また、地球温暖化の防止を図るため、東京都環境確保条例（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例）の地球温暖化対策計画書制度に基づき、17年度に区役所庁舎、18年度に日大練馬光が丘病院の地球温暖化対策計画書を作成して都に提出し、両計画書とも「AA」の評価を得た。計画書の策定から3年度目に計画の達成状況について作成し、都に提出した中間報告書については、両施設とも「AA+(プラス)」の評価を得ている。なおこの計画書に基づき、20年度から、全国の自治体で初めて、区役所本庁舎内の電気使用量の『見える化』を行い、職員の節電意欲の向上に努めているほか、21年度には区役所本庁舎南面ガラスに遮光フィルムを貼り空調負担の低減を図った。